

航空保安業務処理規程第 5 管制業務処理規程の一部改正について

1. 背景

航空保安業務処理規程（昭和 42 年空総第 130 号）第 5 管制業務処理規程は、航空交通管理管制官及び航空管制官が航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 96 条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するに当たって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

今般、第 5 管制業務処理規程に関して以下の改正を行う。

2. 改正概要

○ 福岡空港増設滑走路供用開始に伴う定義及び管制用語の新設等にかかる改正

令和 7 年 3 月 20 日に増設滑走路が供用開始となる福岡空港において、増設滑走路への到着機及び当該滑走路からの出発機への影響を考慮し、既設滑走路に接続する誘導路のうちのひとつに、地上走行を行う航空機の進入を防止する目的で 2 基目の停止位置標識が新設される。当該停止位置標識を、管制運用上、進入／出発停止線として定義し、当該停止線の通過を指示する際の管制用語及び使用周波数にかかる規定を新設する。

○ CPDLC にかかる改正

TEPS 及び TOPS において、データリンクを用いて管制官とパイロット間で行う CPDLC (Controller Pilot Data Link Communication) について、TEPS に関し、今後の航空需要の増大に対応することを目的として、令和 8 年度に送受信可能なメッセージの種類を大幅に拡大する予定で整備を進めている。今般、拡大予定のメッセージのうち、管制官及びパイロット相互に有益で、かつシステムの性能向上が不要なメッセージのみ先行導入することに伴う改正を行う。

○ 二次レーダー管制機関別特定コードの改正及び削除

ターミナル・レーダー管制業務を行う管制空域において、管制支援処理システムにより個別コードが割り当てられていない航空機に指定するコードとして、管制機関別に二次レーダー管制機関別特定コード（以下「コード」という。）が配分されており、管制部においてはすべての管制部に共通する 4 つのコードが配分されている。今般、令和 7 年 3 月 20 日に国内管制空域上下分離の全フェーズが終了することから、上下分離されたセクター相互間で航空機の識別に支障が生じないよう、各管制部専用のコード及びすべての管制部に共通するコードを配分し直すことに伴う改正を行う。また、同年 2 月 20 日付での函館ターミナル管制所の北日本ターミナル管制所への統合に伴い、別表から函館ターミナル管制所を削除する。

○ その他所要の改正（電話通信）

3. 今後のスケジュール

施行日：令和 7 年 3 月 20 日